

○真岡市水道使用水量認定要綱

平成28年3月1日

水管規程第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、真岡市水道事業給水条例（平成9年12月24日条例第25号）第23条の規定に基づく使用水量の認定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(認定の範囲)

第2条 使用水量の認定範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) メーターが感度不良、不進行、破損等のために計量不能になったとき。
- (2) メーターが土砂、水、その他障害物のため検針することができなかつたとき。
- (3) 検針期間中のほか、使用者が恒常的に不在のため検針することができなかつたとき。
- (4) 地下漏水、その他発見の極めて困難な漏水があつたとき。
- (5) 前各号のほか、特に市長が必要と認めた場合

(認定対象)

第3条 前条第4号の認定対象期間は、原則2か月を限度とする。

- 2 前条第4号の対象水量は、漏水発見時の属する検針水量（以下「実績使用水量」という。）とする。ただし、検針後に漏水修繕をした場合等、やむを得ない事由により、次の検針日分にまたがる場合は、当検針日から修理完了日までの漏水量を対象とすることができる。
- 3 前項の規定は、検針などにより漏水が確認され、又は、点検時に漏水を指摘されたにもかかわらず、正当な理由がなく修理その他の措置を怠つた場合は除く。

(漏水における申請)

第4条 第2条第4号の水量認定を受けようとする者は、真岡市指定給水装置工事店へ当該漏水の修繕工事を依頼し、必要事項を記載した水道使用水量認定申請書（別紙様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、修繕工事完了後1か月以内に行うものとする。

(認定の方法)

第5条 使用水量の認定は、次の各号のいずれか少ない水量とする。

- (1) 前3期の平均使用水量
  - (2) 前年同期の使用水量
- 2 前項に掲げる使用実績のない場合は、次に掲げる方法によるものとする。
    - (1) 前期の使用水量

(2) 最低7日間以上の使用実績に基づく1日平均水量に、認定期間の日数を乗じた水量  
3 前2項の方法により算出した水量が、基本水量に満たない場合は、基本水量をもって使用水量とすることができる。

(漏水による使用水量の認定)

第6条 第2条第4号に掲げる漏水における使用水量は、前条の規定により算出された使用水量(以下「認定使用水量」という。)に漏水量(実績使用水量から前条の規定により算出された認定使用水量を控除した水量)の50パーセントを加算した水量又は認定使用水量の3倍のいずれか少ない水量とする。ただし、漏水対象の実績使用水量が前条で算出された認定使用水量の2倍以下である場合は認定の対象とせず、全水量とする。

(認定の対象外)

第7条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、認定の対象としない。

- (1) 使用者又は所有者(以下「使用者等」という。)が給水装置の善良なる管理を怠った場合
- (2) 使用者等が漏水の事実を知らずながら修繕工事を怠った場合
- (3) 無届工事による給水装置部分に係る漏水の場合
- (4) 蛇口、水洗トイレ等漏水の事実が容易に確認できる場合
- (5) 給湯設備、クーリングタワー、附属給水器具等の設備の故障による漏水があった場合
- (6) ボールタップ等の水位調整器具の故障による漏水があった場合
- (7) 漏水による認定を2回し、老朽管の布設替えが確認されない場合
- (8) 凍結防止のため流し放しをした場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、原因があきらかに使用者等の責任と認められる場合

(端数処理)

第8条 本基準により算出する水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(調整)

第9条 超過認定、その他により認定水量の修正を必要とする場合は、次期以降の計量において調整することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

改正文(水管規定第2号抄)

令和4年1月1日から施行する。

(別紙様式)

# 水道使用水量認定申請書

年 月 日

真岡市水道事業者  
真岡市長 様

申請者 (使用者)  
住所

氏名 ㊞

T E L

真岡市水道使用水量認定要綱に基づき、水道使用水量の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

|   |  |
|---|--|
| 給水装置の設置場所   | (別紙位置図のとおり)  |
| 認定を受ける理由等<br><small>修理状況及び修理後指針のわかる量水器の写真を添付し、文章のほか図示(別紙に記載可)下さい。</small> |  |
| 修理指定工事店名<br><small>(真岡市指定給水設備工事店のみ可)</small>                              | ㊞  |
| 修理日   | 年 月 日  |
| 修理完了指針  | m <sup>3</sup> (メーター番号: )  |
| ※ 還付先口座   | 【金融機関名】 <span style="float: right;">【店名】</span><br>【口座種別】 <span style="float: right;">【口座番号】</span><br>【名義(ふりがなも記入)】 |

※ 水道料金が口座振替えの方は、当口座への還付となりますので記入は必要ありませんが、ゆうちょ銀行での口座振替えの方は、事務処理上、口座への還付はできないので、お手数ですが、その他銀行等口座情報を記入してください。

(注) 漏水の認定は、水道使用者が給水装置を善良な管理のもとに使用していたにもかかわらず(本人の責によらない)漏水により料金が高くなった場合に負担の軽減を図るものであり、全額減免をするものではありません。

なお、申請(認定)は1回につき最大2ヶ月分減免となります。2回認定後は宅内老朽管をすべて修繕するまで減免の対象となりません。また、申請受付審査後、実績水量が認定使用水量の2倍以上とならない場合は、認定となりませんので、ご了承ください。

【水道課処理欄】

|     |       |       |  |
|-----|-------|-------|--|
| 受付日 | 年 月 日 | お客様番号 |  |
|-----|-------|-------|--|

(何)

|      |      |    |   |
|------|------|----|---|
| 水道課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
|      |      |    |   |

別紙様式